資料 1
令和 3 年 4 月 28 日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所　環境保全部

廃棄物管理施設の設工認申請中の案件について

廃棄物管理施設における設工認申請中の案件は、以下のとおりである。

(1)　自動火災報知設備の設置等

申請件名：その他廃棄物管理設備本体の附属施設の一部変更
（自動火災報知設備の一部変更）

申請(補正)：平成 30 年 12 月 26 日
（令和元年 6 月 7 日及び令和 3 年 1 月 29 日一部補正）

申請内容：廃液貯留施設Ⅰ（廃棄物管理施設用廃液貯槽)、排水監視施設、固体集積保管場Ⅰ及びα一時格納庫に自動火災報知設備を追加設置し、追加した自動火災報知設備の信号を管理機械棟の複合火災受信器に接続する。

論点：廃棄物管理事業許可との整合性や設工認技術基準への適合の網羅性など（資料 1-1 1. 項 及び 資料 1-2 参照）

(2)　遮蔽スラブの遮蔽の追加

申請件名：廃棄物管理設備本体の管理施設の一部変更
（固体集積保管場Ⅰ遮蔽スラブの遮蔽の追加）

申請(補正)：平成 29 年 9 月 25 日
（平成 30 年 12 月 26 日、令和元年 6 月 7 日及び令和 3 年 3 月 17 日一部補正）

申請内容：固体集積保管場Ⅰについて、新規制基準に適合させるため、配置済みの遮蔽スラブに遮蔽を追加する。

論点：廃棄物管理事業許可との整合性や設工認技術基準への適合の網羅性など（資料 1-1 2. 項 及び 資料 1-2 参照）

以上

特定廃棄物管理施設の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請書に係る追加説明について

１．その他廃棄物管理設備の附属施設の一部変更（自動火災報知器の設置等）

	質問事項	対応状況
1	各消防設備の設置場所、種類・仕様及び台数を選択した理由（今回新設するものについては新設の理由を含む。）について説明すること。	面談（令和元年 7 月 11 日） 第 292 回審査会合（令和元年 7 月 24 日） 面談（令和元年 10 月 17 日） 第 310 回審査会合（令和元年 10 月 30 日） 面談（令和元年 11 月 26 日） 面談（令和 2 年 10 月 22 日） 面談（令和 2 年 10 月 27 日）
	（第 292 回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合における追加質問） ・新たに感知器を設置することにした経緯や設置位置を明確にすること。 ・既存の火災報知設備を含めて感知器の配置を図面で整理すること。 ・建家の床面積、高さ及び感知器の種類を一覧票に整理すること。	
	（第 310 回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合における追加質問） ・固体集積保管場Ｉに追加する感知器の設置場所は、消防法上同一区画となるようにするとともに図面を修正する。	
	・固体集積保管場Ｉのフォークリフト置場上部の鉄骨部について、横方向の配置がわかるよう図面を見直すこと。	
	（現場視察における追加事項） ・α一時格納庫の１階及び地階の天井梁の寸法を示すこと。 ・固体集積保管場Ｉの保管区域には照明設備、倉庫や枕木がある。火災を早期発見するには、施設全体に感知器が必要ではないのか。 消防法に従って感知器を設置することも踏まえ、説明すること。	
2	消防設備について、α一時格納庫及び警備所の受信機から警報器までを含む系統図について申請に含めること。	面談（令和元年 7 月 11 日） 第 292 回審査会合（令和元年 7 月 24 日） 面談（令和元年 10 月 17 日） 第 310 回審査会合（令和元年 10 月 30 日） 面談（令和 2 年 10 月 22 日） 面談（令和 2 年 10 月 27 日）
	（第 292 回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合における追加質問） ・警備所（北門）監視盤でどのような情報が得られるのか説明すること。	
	（現場視察における追加事項） ・新たに感知器を設置する建家の火災警報が管理機械棟の複合火災受信機に表示できるようにすること。	
3	添Ⅳ－４　第３条第２項「故障、損壊又は異常な動作により施設の安全性に著しい支障を及ぼすおそれがない設計」について具体的に説明すること。また、第３項「可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計」について、不燃性材料等を用いない場合の代替の火災防護対策について、説明すること。	面談（令和元年 7 月 17 日） 第 292 回審査会合（令和元年 7 月 24 日） 面談（令和元年 10 月 17 日） 第 310 回審査会合（令和元年 10 月 30 日） 面談（令和元年 11 月 26 日） 面談（令和 2 年 10 月 22 日） 面談（令和 2 年 10 月 27 日）
	（第 292 回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合における追加質問） ・「他の安全機能と系統を別にすること」、「主要な設備及び機器は可能な限り不燃性または難燃性材料を使用する」、「付近の着火源を排除する」、周囲に可燃物を置かない処置」」について、具体的にどのような対応等をするのか整理して説明すること。 ・火災報知設備のケーブルについて、一部電線管を使わない場所があるが、具体的にどの部分か説明すること。	

	（第 310 回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合における追加質問） ・可燃物を置く場合は火災の影響評価を行うこと明記すること。	
	・可燃物を置く場合の影響評価についての管理方法を記載すること。	
	（第 310 回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合における追加質問） ・火災報知設備の警報ケーブルの敷設にラック等を設ける場合は火災影響評価をやるという説明があったので、その内容を今回の設工認の中でどういうふうに整理するのか説明すること。	
4	廃棄物管理事業変更許可時の火災影響評価について説明すること。 ①固体集積保管場Ｉの保管対象物について説明すること。 ②廃棄物管理事業変更許可時の火災影響評価における前提条件と評価手法について説明すること。また、評価対象としていた枕木を鋼製の物に変えたことについて、今後どう担保していくのか説明すること。	面談（令和 2 年 11 月 13 日） 面談（令和 2 年 11 月 27 日）

２．廃棄物管理設備本体の管理施設の一部変更（遮蔽スラブ）

	質問事項	対応状況
1	当該申請の前提となる、現在のブロック型廃棄物パッケージの保管場所及び状況、今後のブロック型パッケージの発生の有無、保管計画について説明すること。	面談（令和元年 7 月 11 日） 第 292 回審査会合（令和元年 7 月 24 日）
2	３種類の遮蔽スラブの組み合わせにより遮蔽を強化することに係り、以下について説明すること。 ・今回の申請において遮蔽対象となる廃棄物の数 ・今回の申請における各種類の遮蔽スラブの製作数 ・今回の申請における各種類の遮蔽スラブの選択に係る考え方（定置済み遮蔽スラブに対し、どの遮蔽体を追加するのか等）	面談（令和元年 7 月 17 日） 第 292 回審査会合（令和元年 7 月 24 日）
3	ブロック型廃棄物パッケージの配置状況によって、周辺監視区域外の線量及び線量評価結果が変化すると考えられるため、今後の考え得る廃棄物と遮蔽体の配置の関係を含め線量が最大となる配置と説明すること。	面談（令和元年 7 月 11 日） 第 292 回審査会合（令和元年 7 月 24 日）
4	遮蔽体（遮蔽スラブ、空容器）の形状、施行状態（隙間の有無等）を考慮した被ばく評価(直接線、ストリーミングの評価等)について説明すること。 遮蔽計算における遮蔽スラブの隙間の設定の仕方（実測であるが保守的になっているか等）について説明すること。	面談（令和 2 年１１月１１日） 面談（令和 2 年１１月 25 日） 面談（令和 2 年１2 月 17 日）
5	今回の遮蔽スラブの追加に伴う積載荷重の増加による地盤、基礎、床、廃棄体の耐荷重等の設計に係る評価結果について、説明すること。	面談（令和 2 年 2 月 13 日） 面談（令和 2 年１１月１１日）

別表－３　廃棄物管理施設に係る設工認申請設備ごとの特定廃棄物管理施設の「技術基準」に関する規則一覧

| | 設工認申請設備 | | | | | | 分割申請 | 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則 | | | | | |

| | 設工認申請設備 | | | | | | 分割申請 | 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則 | | | | | |

| | 設工認申請設備 | | | | | | 分割申請 | 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則 | | | | | |

| | 設工認申請設備 | | | | | 分割申請 | 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則 | | | | |

| | 設工認申請設備 | | | | | | 分割申請 | 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---